

## ○プレクストーク（障がい者用録音図書聴読器）貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、視覚障がい者がデージー図書（障がい者用録音図書）を聴読するために必要なプレクストークを無償で貸出しすることにより、障がい者サービスの向上を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 プレクストークの貸出しを受けることができる者は、富田林市内在住・在勤・在学の、視覚障がい者に限る。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合に限り、視覚障がい者以外の使用を認める。

### （プレクストークの種別及び数量）

第3条 貸出しをするプレクストークの種類はプレクストークPTR2とし、その数量は4台とする。

### （貸出しの申込み）

第4条 プレクストークの貸出しを受けようとする者は貸出申込書を館長に提出しなければならない。

### （決定）

第5条 館長は、前条の規定による申込みに応じて、貸出しすることを適当と認めるときは、貸出通知書を交付するものとする。

### （貸出し）

第6条 前条に規定する通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、館長が指定する期日に来館して貸出しを受けなければならない。

### （貸出期間）

第7条 プレクストークの貸出期間は1か月以内とし、館長が認めたときは、貸出しの日から3か月を越えない範囲内で延長することができる。

### （貸出しの条件）

第8条 利用者は、プレクストークを善良な管理者の注意をもって使用するとともに、貸出しの目的に反して使用、譲渡、転貸又は担保の用に供してはならない。

### （返却）

第9条 利用者はプレクストークの貸出期間が過ぎたとき、及び貸出期間中に使用しなくなったときには、すみやかに返却しなければならない。

### （実費弁償）

第10条 利用者は、貸出しを受けたプレクストークに損傷を与えたときは、当該プレクストークの修理に要する費用を弁償しなければならない。

### （その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

#### 附則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。